

○使用する契約書・各種手続きに必要な書類について

建設請負工事及び建設コンサルタント業務委託の契約締結方法については、**書面契約**又は**電子契約**をご選択ください。

電子契約をご希望の場合は、競争参加資格確認の資料提出時、もしくは落札決定後に「電子契約用メールアドレス確認書」を契約課宛てご提出ください。

各種契約書等の様式は、下記の茨城県土木部監理課建設業担当 HP に掲載されております。

[申請書ダウンロード | 建設業担当ホームページメニュー／茨城県](#)
<https://kennsetugyou-ibaraki.jp/download/>

【備考】

建設工事請負契約書については、建設リサイクル対象用と非対象用があります。

建設リサイクル対象の場合、契約書に「備考別表1～3」の該当する書面を綴じていただく必要があります。

建設リサイクル対象の工事か否かの判断は、

- ・一般競争入札の場合：入札公告「9 その他、入札契約に関する諸条件」の「(7) 建設リサイクル関連」
- ・指名競争入札の場合：特記仕様書の（建設リサイクル法に係る積算条件明示）の記述の有無をご確認いただき、ご不明の際は当事務所発注担当課（又は契約課）へお問い合わせください。

備考別表の様式は、茨城県水戸土木事務所 HP に掲載されております。

[契約課 茨城県水戸土木事務所／茨城県](#)
<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/mitodo/keiyaku/001abot/gaiyou.html>

○契約書に貼り付ける印紙税額について（※書面契約の場合）

税額は、契約金額（消費税及び地方消費税抜き）により、契約締結時点の印紙税額一覧（国税庁）をご確認ください。

なお、除草工事は建設業法上の建設工事に該当しないことから、軽減税率の対象となりませんので、本則税率の金額にて収入印紙を貼付していただきますようお願いいたします。

※電子契約の場合、収入印紙は不要です。（印紙税法に規定する文書に該当しないため）

印紙税額の詳細については、下記の国税庁HPにてご確認ください。

[No.7140 印紙税額の一覧表（その1）第1号文書から第4号文書まで | 国税庁](#)
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7140.htm>